

森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の
財源確保を求める意見書

地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減は、我が国のみならず地球規模の重要かつ喫緊の課題となっており、温暖化の防止や国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保持など「森林の持つ公益的機能」に対する国民の関心と期待は大きくなっている。

また、我が国は、京都議定書目標達成計画に掲げられた温室効果ガス排出削減義務6%のうち、3.8%を森林吸収量で確保する取り組みを推進することとしている。

このような経過を踏まえ、地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特定措置が平成24年10月に導入されたが、税収の使途はCO₂排出抑制対策に限定され、森林吸収源対策や地球温暖化対策に関する地方の財源については、早急に検討を行うとの方針に止まっている。

地球温暖化防止をより確実なものとするためには、森林の整備・保全等の森林吸収源対策や自然環境が生み出す再生可能エネルギーの活用を、山村地域の市町村が主体的・総合的に実施することが不可欠であり、そのための恒久的・安定的な財源が必要である。

よって、国においては、自然災害などの脅威から国民を守るための森林・林業・山村対策の抜本的な強化をはかるとともに、CO₂吸収源として重要な機能を有する森林の整備・保全等を推進する市町村に対し、石油石炭税の税率の特例による税収の一定割合を森林面積に応じて譲与する仕組みの構築を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月26日

三浦市議会議長 岩野匡史

送付先

内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、農林水産大臣、環境大臣